

平成十三年法務省令第十二号

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十條第二項の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の全部を改正する命令を次のように定める。法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（昭和二十四年法務府令第十二号）の全部を次のように改正する。

第一条 法務局又は地方法務局の支局（以下「支局」という。）を各法務局又は地方法務局につき別表第一の支局欄（同欄中括弧のつてあるものを除く。以下第三條まで同様とする。）のとおり置き、法務局若しくは地方法務局又はその支局の出張所（以下「出張所」という。）を各法務局若しくは地方法務局又はその支局につき同表の出張所欄（同欄中括弧のつてあるものを除く。以下第三條まで同様とする。）のとおり置く。

第二条 支局又は出張所の名称は、別表第一の支局欄中「小樽」とあるのは「札幌法務局小樽支局」と、同表出張所欄中「北」とあるのは「札幌法務局北出張所」とし、以下これにならうものとする。

第三条 支局又は出張所の位置は、別表第一の支局欄又は出張所欄及び位置欄によつて示されるところとする。

第四条 法務局、地方法務局又は支局の戸籍及び公証の事務に関する管轄区域は、別表第一の支局欄（同欄中括弧のつてあるものは、本庁を示すものとする。）及び管轄区域欄によつて示されるところとし、法務局、地方法務局、支局又は出張所の登記の事務（動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）第五条第一項（同法第十四条第一項において準用する場合を含む。）及び後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第二条第一項（平成十一年法律第百五十二号）第二条第一項（同法））に関する管轄区域は、同表の出張所欄（同欄中括弧のつてあるものは、本庁又は支局を示すものとする。）及び管轄区域欄によつて示されるところとし、法務局、地方法務局、支局又は出張所の法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）に定める遺言書の保管に関する事務に関する管轄区域は、別表第二の官署欄及び管轄区域欄によつて示されるところとする。

第五条 前条の規定による管轄区域（以下「管轄区域」という。）の基準となつた行政区画に変更があったときは、管轄区域も、これに伴つて変更される。ただし、あらたに行政区画が設けられたとき、又は一の法務局、地方法務局、支局又は出張所の管轄区域に属するすべての地域が他の法務局、地方法務局、支局又は出張所の管轄区域に属する行政区画に編入されたときは、従前の管轄区域による。

2 管轄区域の基準となつた郡、市町村内の町又は字その他の区域に変更があつたときも、前項と同様とする。

附則

1 この中央省庁等改革推進本部令（次項において「本部令」という。）は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。（この本部令の効力）

2 この本部令は、その施行の日に、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）となるものとする。

附則（平成十二年二月二日中央省庁等改革推進本部令第一一四号）
この中央省庁等改革推進本部令は、公布の日から施行する。

附則（平成十三年一月九日法務省令第一七号）
この省令は、平成十三年一月二十九日から施行する。ただし、第一条中別表東京法務局の部の改正規定は、同月二十一日から施行する。

附則（平成十三年二月八日法務省令第二〇号）
この省令中別表佐賀地方法務局の部の改正規定は平成十三年二月十三日から、別表熊本地方法務局の部の改正規定は同月十九日から施行する。

附則（平成十三年二月二日法務省令第二三号）
この省令は、平成十三年二月二十六日から施行する。

附則（平成十三年三月八日法務省令第二五号）
この省令は、平成十三年三月十二日から施行する。

附則（平成十三年三月一九日法務省令第二八号）

この省令は、平成十三年三月二十六日から施行する。

附則（平成十三年三月三〇日法務省令第三七号）
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表浦和と地方法務局の部の改正規定、第二条中第三条の改正規定及び第三条中別表浦和の部の改正規定並びに第四条中別表第一浦和人権擁護委員協議会の項から秩父人権擁護委員協議会の項までの改正規定及び別表第二の改正規定は、同年五月一日から施行する。

附則（平成十三年四月二日法務省令第四九号）
この省令は、平成十三年四月九日から施行する。

附則（平成十三年四月二五日法務省令第五〇号）
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表水戸地方法務局及び熊本地方法務局の部の改正規定 公布の日
- 二 別表宮崎地方法務局の部の改正規定 平成十三年五月一日
- 三 別表釧路地方法務局、秋田地方法務局及び福井地方法務局の部の改正規定 平成十三年五月十四日

附則（平成十三年五月二八日法務省令第五五号）
この省令は、平成十三年六月十一日から施行する。ただし、第一条中別表仙台台法務局の部の改正規定は、同月四日から施行する。

附則（平成十三年七月九日法務省令第六〇号）
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表さいたま地方法務局の部の改正規定 公布の日
- 二 別表佐賀地方法務局の部の改正規定 平成十三年七月二十三日
- 三 別表仙台台法務局、宮崎地方法務局及び那覇地方法務局の部の改正規定 平成十三年七月三十日

附則（平成十三年八月二〇日法務省令第六三号）

この省令中別表金沢地方法務局の部同地方法務局の部の改正規定は公布の日から、同部輪島

支局の部の改正規定は平成十三年八月二十七日から施行する。

附則（平成十三年九月一七日法務省令第六八号）
この省令は、平成十三年九月二十五日から施行する。ただし、別表千葉地方法務局の部及び富山地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成十三年一〇月五日法務省令第七二号）
この省令中別表大津地方法務局の部の改正規定は公布の日から、別表仙台台法務局の部の改正規定は平成十三年十月十五日から施行する。

附則（平成十三年一〇月二二日法務省令第七三号）
この省令は、平成十三年十月二十九日から施行する。

附則（平成十三年一二月五日法務省令第七四号）
この省令は、平成十三年十一月十二日から施行する。

附則（平成十三年一二月一六日法務省令第七五号）
この省令は、平成十三年十二月三日から施行する。ただし、第一条中別表福岡法務局の部及び宮崎地方法務局の部の改正規定は、同年十一月二十六日から施行する。

附則（平成十四年一月八日法務省令第一号）
この省令は、平成十四年一月十五日から施行する。

附則（平成十四年一月二二日法務省令第二号）
この省令は、平成十四年一月二十八日から施行する。ただし、第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成十四年二月五日法務省令第四号）
この省令は、平成十四年二月十二日から施行する。

附則（平成十四年二月一八日法務省令第八号）
この省令は、平成十四年二月二十五日から施行する。ただし、第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成十四年三月四日法務省令第一五号）

この省令は、平成十四年三月十一日から施行する。

附則（平成十四年三月一八日法務省令第一七号）

この省令は、平成十四年三月二十五日から施行する。ただし、第一条中別表富山地方法務局の部及び高松法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成十四年四月八日法務省令第三一七号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表津地方法務局の部の改正規定は、平成十四年四月十五日から施行する。

附則（平成十四年四月二三日法務省令第三三〇号）

この省令は、平成十四年四月三十日から施行する。ただし、別表さいたま地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成十四年五月二日法務省令第三三三号）

この省令は、平成十四年五月十三日から施行する。

附則（平成十四年七月八日法務省令第四五五号）

この省令は、平成十四年七月十五日から施行する。ただし、第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成十四年八月一九日法務省令第四九〇号）

この省令は、平成十四年八月二十六日から施行する。ただし、第一条中別表さいたま地方法務局の部の改正規定は、同年九月九日から施行する。

附則（平成十四年九月九日法務省令第五一〇号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定 公布の日
- 二 第一条中別表金沢地方法務局の部及び高知地方法務局の部の改正規定並びに第二条中第四十四条の改正規定 平成十四年九月十七日
- 三 第一条中別表旭川地方法務局の部及び名古屋法務局の部の改正規定並びに第二条中第十七条及び第四十二条の改正規定 平成十四年九月三十日

附則（平成十四年一〇月二五日法務省令第五四四号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附則（平成十四年十一月一日）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表水戸地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第五条の改正規定 平成十四年十一月一日

附則（平成十四年十一月十一日）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表秋田地方法務局の部、京都地方法務局の部、奈良地方法務局の部、徳島地方法務局の部及び高知地方法務局の部の改正規定並びに第三条及び第四条の改正規定 平成十四年十一月五日

附則（平成十四年十一月十一日）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表鹿兒島地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十三条の改正規定 平成十四年十一月十一日

附則（平成十四年十一月二八日法務省令第五六六号）

この省令は、平成十四年十一月二十五日から施行する。ただし、第一条中別表福島地方法務局の部の改正規定並びに第二条及び第三条の改正規定は、同年十二月九日から施行する。

附則（平成十四年十二月九日法務省令第五八〇号）

この省令は、平成十四年十二月十六日から施行する。

附則（平成十五年一月九日法務省令第六二二号）

この省令は、平成十五年一月十四日から施行する。ただし、第一条中別表秋田地方法務局の部の改正規定は、同年二月七日から施行する。

附則（平成十五年二月二九日法務省令第六三三号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定 公布の日
- 二 第一条中別表広島地方法務局の部及び大分地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十三条及び第三十一条の改正規定 平成十五年二月三日
- 三 第一条中別表山形地方法務局の部、名古屋法務局の部、長崎地方法務局の部、佐世保支局の款及び那覇地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第三十条の改正規定 平成十五年二月十日
- 四 第一条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定 平成十五年二月十七日

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表福島地方法務局の部の改正規定は、同年十月十日から施行する。

附則（平成十五年三月二六日法務省令第六八〇号）

この省令は、平成十五年三月三日から施行する。ただし、第一条中別表広島法務局の部の改正規定は、同日から施行する。

附則（平成十五年三月五日法務省令第六九〇号）

この省令は、平成十五年三月二十四日から施行する。ただし、第一条中別表釧路地方法務局の部北見支局の款、同部網走支局の款、広島法務局の部及び佐賀地方法務局の部の改正規定は、同日から施行する。

附則（平成十五年三月二六日法務省令第六八〇号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成十五年四月二日法務省令第六三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十五年四月二四日法務省令第六三九号）

この省令は、平成十五年四月二十一日から施行する。

附則（平成十五年四月二四日法務省令第六四〇号）

この省令は、平成十五年五月六日から施行する。ただし、第一条中別表岐阜地方法務局の部の改正規定は、同日から施行する。

附則（平成十五年五月六日法務省令第六四六号）

この省令は、平成十五年五月二十六日から施行する。ただし、第一条中別表神戸地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十二条の改正規定は、同日から施行する。

附則（平成十五年六月五日法務省令第六五〇号）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表千葉地方法務局の部、松戸支局の款及び柏支局の款の改正規定 平成十五年六月六日

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表千葉地方法務局の部の改正規定は、平成十五年七月十四日から施行する。

附則（平成十五年七月二二日法務省令第六五三号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表千葉地方法務局の部の改正規定は、平成十五年七月十四日から施行する。

附則（平成十五年七月二二日法務省令第六五四号）

この省令は、平成十五年七月二十二日から施行する。

附則（平成十五年七月二二日法務省令第六五六号）

この省令は、平成十五年七月二十八日から施行する。

附則（平成十五年七月二五日法務省令第六五七号）

この省令は、平成十五年七月二十八日から施行する。

附則（平成十五年八月八日法務省令第六六一号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定 公布の日
- 二 第一条中別表山形地方法務局の部の改正規定 平成十五年八月十一日
- 三 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成十五年八月二十日
- 四 第一条中別表大分地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十一条の改正規定 平成十五年八月二十五日
- 五 第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第九条の改正規定 平成十五年九月一日

附則（平成十五年九月二日法務省令第六五五号）

この省令は、平成十五年九月十六日から施行する。ただし、第一条中別表新潟地方法務局の部の改正規定は、平成十五年九月二十九日から施行する。

附則（平成十五年九月二九日法務省令第六五九号）

附則（平成一五年一〇月七日法務省令第七一號）

この省令は、平成十五年十月十四日から施行する。

附則（平成一五年一〇月二八日法務省令第七二號）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表名古屋法務局の部及び大分地方法務局の部の改正規定 公布の日

二 第一条中別表京都府法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十二条の改正規定 平成十五年十一月四日

三 第一条中別表長崎地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十条の改正規定 平成十五年十一月十日

四 第一条中別表甲府地方法務局の部の改正規定 平成十五年十一月十五日

五 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定 平成十五年十一月十七日

六 第一条中別表福島地方法務局の部の改正規定 平成十五年十一月二十五日

附則（平成一五年一二月二日法務省令第七四號）抄

この省令は、平成十五年十二月一日から施行する。

附則（平成一六年一月七日法務省令第七五號）抄

この省令は、平成十六年一月十三日から施行する。ただし、別表高知地方法務局の部の改正規定は、同月十九日から施行する。

附則（平成一六年一月九日法務省令第七六號）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 別表水戸地方法務局の部及び金沢地方法務局の部の改正規定 平成十六年一月二十六日

二 別表岐阜地方法務局の部の改正規定 平成十六年二月一日

三 別表長野地方法務局の部の改正規定 平成十六年二月二日

附則（平成一六年二月九日法務省令第七七號）抄

この省令は、平成十六年二月十六日から施行する。

附則（平成一六年二月二五日法務省令第七八號）抄

この省令は、平成十六年三月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定 公布の日

二 第一条中別表那覇地方法務局の部の改正規定 平成十六年三月八日

三 第一条中別表新潟地方法務局の部長岡支局の部及び同部六日支局の部の改正規定 平成十六年三月十五日

四 第一条中別表鹿児島地方法務局の部の改正規定 平成十六年三月二十二日

附則（平成一六年三月二二日法務省令第七九號）抄

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定 公布の日

二 第一条中別表函館地方法務局の部及び水戸地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第五条の改正規定 平成十六年三月二十九日

三 第一条中別表熊本地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十二条の改正規定 平成十六年三月三十一日

四 略

五 第一条中別表長野地方法務局の部松本支局の部の改正規定 平成十六年四月十二日

附則（平成一六年四月二二日法務省令第八〇號）抄

この省令は、平成十六年四月二十六日から施行する。

附則（平成一六年六月八日法務省令第八一號）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 別表大分地方法務局の部の改正規定 公布の日

二 別表奈良地方法務局の部及び広島法務局の部の改正規定 平成十六年六月十四日

三 別表山口地方法務局の部の改正規定 平成十六年六月二十八日

附則（平成一六年七月五日法務省令第八二號）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表福島地方法務局の部、千葉地方法務局の部及び福岡法務局の部の改正規定並びに第二条の規定 平成十六年七月十二日

二 第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定 平成十六年七月二十日

三 第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定 平成十六年七月二十六日

附則（平成一六年七月二七日法務省令第八三號）抄

この省令は、平成十六年八月一日から施行する。

附則（平成一六年八月二六日法務省令第八四號）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表甲府地方法務局の部の改正規定及び第二条の規定 平成十六年九月一日

二 略

三 第一条中別表名古屋法務局の部及び松山地方法務局の部の改正規定 平成十六年九月二十一日

四 第一条中別表岐阜地方法務局の部の改正規定 平成十六年九月二十七日

附則（平成一六年九月二七日法務省令第八五號）抄

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、第一条中静岡地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年一〇月六日法務省令第八六號）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表東京法務局の部、新潟地方法務局の部、神戸地方法務局の部、岡山地方法務局の部及び佐賀地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第一条、第十条、第十三条、第二十五条及び第三十条の改正規定、第三条並びに第四条の規定 平成十六年十月十二日

二 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第五条の改正規定 平成十六年十月十六日

三 第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定 平成十六年十月十八日

附則（平成一六年一〇月二二日法務省令第八七號）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年一〇月二六日法務省令第八八號）抄

この省令は、平成十六年十一月一日から施行する。

附則（平成一六年十一月一日法務省令第八九號）抄

この省令は、公布の日から施行し、改正後の人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程別表第一「隠岐人権擁護委員協議会」の項の規定は、平成十六年十月一日から適用する。

附則（平成一六年十一月九日法務省令第九〇號）抄

この省令は、平成十六年十一月十五日から施行する。

附則（平成一六年十一月二四日法務省令第九一號）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 別表函館地方法務局の部及び水戸地方法務局の部の改正規定 平成十六年十一月一日

二 別表前橋地方法務局の部の改正規定 平成十六年十一月五日

三 別表長野地方法務局の部の改正規定 平成十六年十一月六日

附則（平成一六年十二月二日法務省令第九二號）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表青森地方法務局の部、宇都宮地方法務局の部、さいたま地方法務局の部、長野地方法務局の部、津地方法務局の部、松阪支局の部、大津地方法務局の部、松山地方法務局の部、高知地方法務局の部、熊本地方法務局の部、八代支局の部及び大分地方法務局の部の改正規定並びに第三条の規定 平成十七年一月一日

二 第一条中別表長崎地方法務局の部の改正規定 平成十七年一月四日

三 第二条の規定 平成十七年一月八日

四 第一条中別表秋田地方法務局の部、山形地方法務局の部、名古屋法務局の部、津地方法務局の部、同地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定 平成十七年一月十一日

五 第一条中別表熊本地方法務局の部山鹿支局の部の改正規定 平成十七年一月十五日

六 第一条中別表静岡地方法務局の部の改正規定 平成十七年一月十七日

七 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定 平成十七年一月二十一日

八 第一条中別表福岡法務局の部及び那覇地方法務局の部の改正規定 平成十七年一月二十四日
九 第一条中別表津地方法務局の部四日市支局の部の改正規定及び第四条の規定 平成十七年一月三十一日

附 則 (平成一六年二月二八日法務省令第九三号)
この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一月四日法務省令第一号)
この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の規定は、平成十七年一月一日から適用する。

附 則 (平成一七年一月一日法務省令第二号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一月一七日法務省令第六号)
この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則(以下「改正後の設置規則」という。)別表熊本地方法務局の部及び登記事務委任規則(以下「改正後の委任規則」という。)第三十二条の規定は平成十七年一月十五日から、改正後の設置規則別表松山地方法務局の部及び委任規則第四十五条の規定は同月十六日から適用する。

附 則 (平成一七年一月二八日法務省令第七号)抄
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中別表広島法務局の部及び高知地方法務局の部の改正規定 平成十七年二月一日
二 第一条中別表岐阜地方法務局の部同地方法務局の部の改正規定 平成十七年二月七日
三 第一条中別表大津地方法務局の部彦根支局の部の改正規定 平成十七年二月十一日
四 第一条中別表岐阜地方法務局の部中津川支局の部及び山口地方法務局の部下関支局の部の改正規定 平成十七年二月十三日
五 第一条中別表札幌法務局の部、横浜地方法務局の部、長野地方法務局の部、富山地方法務局の部、大津地方法務局の部長浜支局の部、奈良地方法務局の部及び高松法務局の部、第二条中登記事務委任規則第十八条及び第四十二条の二

の改正規定、第三条の規定並びに第四条中別表第一浦河人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年二月十四日
六 第一条中別表山口地方法務局の部岩国支局の部の改正規定 平成十七年二月二十一日
七 第一条中別表福島地方法務局の部、宇都宮地方法務局の部、和歌山地方法務局の部及び岡山地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第十六条の改正規定並びに第四条中別表第一田辺人権擁護委員協議会の項及び新宮人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年二月二十八日
附 則 (平成一七年二月一日法務省令第一号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一七年二月四日法務省令第二号)
この省令は、平成十七年二月五日から施行する。ただし、第一条中別表広島法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十三条の改正規定は、同月七日から施行する。
附 則 (平成一七年二月一四日法務省令第五号)
この省令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則(以下「改正後の設置規則」という。)の規定、第三条の規定による改正後の登記事務委任規則(以下「改正後の委任規則」という。)の規定及び第五条の規定による改正後の人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の規定は平成十七年二月十一日から、第二条の規定による改正後の設置規則の規定及び第四条の規定による改正後の委任規則の規定は同月十三日から適用する。
附 則 (平成一七年二月二八日法務省令第三号)
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第一条及び第四条の規定 公布の日
二 第二条中別表福島地方法務局の部、岡山地方法務局の部笠岡支局の部、徳島地方法務局の部、佐賀地方法務局の部、長崎地方法務局の部及び大分地方法務局の部中津支局の部の改正規定、第五条中登記事務委任規則第三十条及び第三十一条の改正規定、第六条中別表徳島の項の改正規定並びに第七条中別表第一脇町人権擁護

委員協議会の項の改正規定 平成十七年三月一日
三 第二条中別表山口地方法務局の部萩支局の部の改正規定 平成十七年三月六日
四 第二条中別表那覇地方法務局の部の改正規定 平成十七年三月七日
五 第二条中別表新潟地方法務局の部の改正規定 平成十七年三月十九日
六 第二条中別表広島法務局の部及び福岡法務局の部吉井支局の部の改正規定並びに第七条中別表第一吉井人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年三月二十日
七 第二条中別表札幌法務局の部、秋田地方法務局の部、水戸地方法務局の部竜ヶ崎支局の部、京都地方法務局の部、神戸地方法務局の部豊岡支局の部、松江地方法務局の部、山口地方法務局の部同地方法務局の部及び宇部支局の部、大分地方法務局の部日田支局の部並びに鹿児島地方法務局の部の改正規定、第三条中別表山口地方法務局の部の改正規定、第五条中登記事務委任規則第十二条、第三十八条及び第四十条の改正規定、第七条中別表第一本荘人権擁護委員協議会の項の改正規定並びに第八条の規定 平成十七年三月二十二日
八 第二条中別表水戸地方法務局の部麻生支局の部、宇都宮地方法務局の部、前橋地方法務局の部、千葉地方法務局の部、岐阜地方法務局の部、神戸地方法務局の部社支局の部及び福岡法務局の部同法務局の部の改正規定、第三条中別表水戸地方法務局の部の改正規定、第五条中登記事務委任規則第五条の改正規定、第六条中別表水戸の項の改正規定並びに第七条中別表第一麻生人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年三月二十八日
九 第二条中別表青森地方法務局の部、岡山地方法務局の部新見支局の部及び大分地方法務局の部宇佐支局の部の改正規定 平成十七年三月三十一日

附 則 (平成一七年三月一日法務省令第三号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一七年三月三日法務省令第三四号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一七年三月七日法務省令第三六号)
この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則、登記事務委任規則及び人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の規定は、平成十七年三月二十一日から適用する。
附 則 (平成一七年三月二日法務省令第四二号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一七年三月二日法務省令第四三号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一七年三月三〇日法務省令第四五号)
この省令は、平成十七年四月一日から施行する。
附 則 (平成一七年三月三一日法務省令第四六号)
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成十七年四月一日から施行する。
附 則 (平成一七年四月一日法務省令第五七号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一七年四月一日法務省令第五八号)
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、平成十七年四月十日から施行する。
附 則 (平成一七年四月一日法務省令第五九号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一七年四月二八日法務省令第六六号)
この省令は、平成十七年五月一日から施行する。ただし、別表さいたま地方法務局の部所沢支局の部の改正規定は、同月二日から施行する。
附 則 (平成一七年五月二日法務省令第六八号)
この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表鹿児島地方法務局の部の規定及び登記事務委任規則第三十三条の規定は、平成十七年五月一日から適用する。ただし、第一条中別表静

委員協議会の項の改正規定 平成十七年三月一日
三 第二条中別表山口地方法務局の部萩支局の部の改正規定 平成十七年三月六日
四 第二条中別表那覇地方法務局の部の改正規定 平成十七年三月七日
五 第二条中別表新潟地方法務局の部の改正規定 平成十七年三月十九日
六 第二条中別表広島法務局の部及び福岡法務局の部吉井支局の部の改正規定並びに第七条中別表第一吉井人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年三月二十日
七 第二条中別表札幌法務局の部、秋田地方法務局の部、水戸地方法務局の部竜ヶ崎支局の部、京都地方法務局の部、神戸地方法務局の部豊岡支局の部、松江地方法務局の部、山口地方法務局の部同地方法務局の部及び宇部支局の部、大分地方法務局の部日田支局の部並びに鹿児島地方法務局の部の改正規定、第三条中別表山口地方法務局の部の改正規定、第五条中登記事務委任規則第十二条、第三十八条及び第四十条の改正規定、第七条中別表第一本荘人権擁護委員協議会の項の改正規定並びに第八条の規定 平成十七年三月二十二日
八 第二条中別表水戸地方法務局の部麻生支局の部、宇都宮地方法務局の部、前橋地方法務局の部、千葉地方法務局の部、岐阜地方法務局の部、神戸地方法務局の部社支局の部及び福岡法務局の部同法務局の部の改正規定、第三条中別表水戸地方法務局の部の改正規定、第五条中登記事務委任規則第五条の改正規定、第六条中別表水戸の項の改正規定並びに第七条中別表第一麻生人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年三月二十八日
九 第二条中別表青森地方法務局の部、岡山地方法務局の部新見支局の部及び大分地方法務局の部宇佐支局の部の改正規定 平成十七年三月三十一日

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則、登記事務委任規則及び人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の規定は、平成十七年三月二十一日から適用する。
附 則 (平成一七年三月二日法務省令第四二号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一七年三月二日法務省令第四三号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一七年三月三〇日法務省令第四五号)
この省令は、平成十七年四月一日から施行する。
附 則 (平成一七年三月三一日法務省令第四六号)
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成十七年四月一日から施行する。
附 則 (平成一七年四月一日法務省令第五七号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一七年四月一日法務省令第五八号)
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、平成十七年四月十日から施行する。
附 則 (平成一七年四月一日法務省令第五九号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一七年四月二八日法務省令第六六号)
この省令は、平成十七年五月一日から施行する。ただし、別表さいたま地方法務局の部所沢支局の部の改正規定は、同月二日から施行する。
附 則 (平成一七年五月二日法務省令第六八号)
この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表鹿児島地方法務局の部の規定及び登記事務委任規則第三十三条の規定は、平成十七年五月一日から適用する。ただし、第一条中別表静

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則、登記事務委任規則及び人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の規定は、平成十七年三月二十一日から適用する。
附 則 (平成一七年三月二日法務省令第四二号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一七年三月二日法務省令第四三号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一七年三月三〇日法務省令第四五号)
この省令は、平成十七年四月一日から施行する。
附 則 (平成一七年三月三一日法務省令第四六号)
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成十七年四月一日から施行する。
附 則 (平成一七年四月一日法務省令第五七号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一七年四月一日法務省令第五八号)
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、平成十七年四月十日から施行する。
附 則 (平成一七年四月一日法務省令第五九号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一七年四月二八日法務省令第六六号)
この省令は、平成十七年五月一日から施行する。ただし、別表さいたま地方法務局の部所沢支局の部の改正規定は、同月二日から施行する。
附 則 (平成一七年五月二日法務省令第六八号)
この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表鹿児島地方法務局の部の規定及び登記事務委任規則第三十三条の規定は、平成十七年五月一日から適用する。ただし、第一条中別表静

岡地方務局の部掛川支局の款同支局の項の改正規定及び第二条中第七条第二項の改正規定は、同月五日から施行する。

附則（平成一七年五月二〇日法律省令第七一号）

この省令は、平成十七年五月三十日から施行する。ただし、第一条中別表福岡法務局の部の改正規定は、同月二十三日から施行する。

附則（平成一七年六月一日法律省令第七三〇号）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表前橋地方務局の部、長野地方務局の部及び神戸地方務局の部の改正規定
平成十七年六月十三日

二 略

三 第一条中別表松山地方務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第四十五条の改正規定
平成十七年六月二十七日

附則（平成一七年六月二七日法律省令第七六〇号）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中別表千葉地方務局の部及び鹿児島地方務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第三十三条の改正規定
平成十七年七月一日

三 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定
平成十七年七月七日

四 第一条中別表宇都宮地方務局の部の改正規定
平成十七年七月十一日

附則（平成一七年七月一日法律省令第七七〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年七月二七日法律省令第七八〇号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表水戸地方務局の部、岡山地方務局の部及び高知地方務局の部の改正規定
平成十七年八月一日

二 第一条中別表奈良地方務局の部及び熊本地方務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第三十二条の改正規定
平成十七年八月八日

三 第一条中別表那覇地方務局の部の改正規定
平成十七年八月十五日

四 第一条中別表秋田地方務局の部の改正規定
平成十七年八月二十二日

五 第一条中別表広島法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十三条の改正規定
平成十七年八月二十九日

附則（平成一七年八月二二日法律省令第七八三〇号）

この省令は、平成十七年八月二十九日から施行する。ただし、第一条及び第三条の規定は、同年九月一日から施行する。

附則（平成一七年八月二六日法律省令第七八六〇号）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表熊本地方務局の部の改正規定
公布の日

二 第一条中別表盛岡地方務局の部及び新潟地方務局の部の改正規定
平成十七年九月一日

三 略

四 第一条中別表秋田地方務局の部及び静岡地方務局の部同地方務局の部の改正規定
平成十七年九月二十日

五 第一条中別表奈良地方務局の部の改正規定
平成十七年九月二十五日

六 第一条中別表千葉地方務局の部及び静岡地方務局の部浜松支局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第七、第十二条及び第二十三条の改正規定
平成十七年九月二十六日

附則（平成一七年九月二二日法律省令第七八八〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年九月二二日法律省令第七八九〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年九月二〇日法律省令第七九〇〇号）

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附則（平成一七年九月二六日法律省令第七九四〇号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表高松法務局の部の改正規定
公布の日

二 第一条中別表札幌法務局の部、函館地方務局の部、釧路地方務局の部、盛岡地方務局

の部、秋田地方務局の部、山形地方務局の部、福島地方務局の部、水戸地方務局の部、さいたま地方務局の部、長野地方務局の部、松本支局の部、名古屋法務局の部、金沢地方務局の部、小松支局の部、福井地方務局の部、大津地方務局の部、神戸地方務局の部、龍野支局の部、松江地方務局の部、佐賀地方務局の部及び長崎地方務局の部平戸支局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第二十七条及び第四十一条の改正規定並びに第四条中島山人権擁護委員協議会の項、龍野山人権擁護委員協議会の項及び武生山人権擁護委員協議会の項の改正規定
平成十七年十月一日

三 第一条中別表長野地方務局の部佐久支局の部の改正規定
平成十七年十月三日

四 第一条中別表仙台法務局の部、水戸地方務局の部同地方務局の部及び太田支局の部、静岡地方務局の部、金沢地方務局の部同地方務局の部、徳島地方務局の部、長崎地方務局の部、五島支局の部並びに鹿児島地方務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第七、第二十一条、第三十条及び第三十四条の改正規定、第三条の規定並びに第四条中別表第一太田山人権擁護委員協議会の項の改正規定
平成十七年十月十一日

五 第一条中別表神戸地方務局の部明石支局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十三条の改正規定
平成十七年十月二十四日

附則（平成一七年九月三〇日法律省令第七九九〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律（次条第四項において「改正法」という。）の施行の日（平成十七年十月三日）から施行する。

附則（平成一七年一〇月三十一日法律省令第八〇一〇号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の規定は、平成十七年十月一日から適用する。

附則（平成一七年一〇月三十一日法律省令第八〇二〇号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の規定は、平成十七年十月一日から適用する。

附則（平成一七年一〇月三十一日法律省令第八〇三〇号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表盛岡地方務局の部、福島地方務局の部、甲府地方務局の部同地方務局の部の部、長野地方務局の部及び富山地方務局の部の改正規定並びに第四条中別表第一木曾山人権擁護委員協議会の項の改正規定
平成十七年十一月一日

二 第一条中別表広島法務局の部の改正規定
平成十七年十一月三日

三 第一条中別表甲府地方務局の部都留支局の部、福井地方務局の部、和歌山地方務局の部、鹿児島地方務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第八、第三十三、第三十四条の改正規定、第三条の改正規定並びに第四条中別表第一都留山人権擁護委員協議会の項の改正規定
平成十七年十一月七日

四 第一条中別表静岡地方務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第七、七、七の改正規定
平成十七年十一月十四日

五 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十一条の改正規定
平成十七年十一月二十一日

六 第一条中別表水戸地方務局の部及び岐阜地方務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十九条の改正規定
平成十七年十一月二十八日

附則（平成一七年一二月七日法律省令第八〇四〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年一二月二二日法律省令第八〇七〇号）

この省令は、平成十七年十二月五日から施行する。ただし、第一条中別表仙台法務局の部の改正規定及び第二条の改正規定は、同月二十六日から施行する。

附則（平成一七年一二月二八日法律省令第八〇九〇号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表青森地方務局の部、盛岡地方務局の部花巻支局の部及び二戸支局の部、福

則別表新潟地方務局の部の規定及び登記事務委任規則第十條第七項の規定は、平成十七年十月十日から適用する。

附則（平成一七年一〇月二七日法律省令第八〇三〇号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表盛岡地方務局の部、福島地方務局の部、甲府地方務局の部同地方務局の部の部、長野地方務局の部及び富山地方務局の部の改正規定並びに第四条中別表第一木曾山人権擁護委員協議会の項の改正規定
平成十七年十一月一日

二 第一条中別表広島法務局の部の改正規定
平成十七年十一月三日

三 第一条中別表甲府地方務局の部都留支局の部、福井地方務局の部、和歌山地方務局の部、鹿児島地方務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第八、第三十三、第三十四条の改正規定、第三条の改正規定並びに第四条中別表第一都留山人権擁護委員協議会の項の改正規定
平成十七年十一月七日

四 第一条中別表静岡地方務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第七、七、七の改正規定
平成十七年十一月十四日

五 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十一条の改正規定
平成十七年十一月二十一日

六 第一条中別表水戸地方務局の部及び岐阜地方務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十九条の改正規定
平成十七年十一月二十八日

附則（平成一七年一二月七日法律省令第八〇四〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年一二月二二日法律省令第八〇七〇号）

この省令は、平成十七年十二月五日から施行する。ただし、第一条中別表仙台法務局の部の改正規定及び第二条の改正規定は、同月二十六日から施行する。

附則（平成一七年一二月二八日法律省令第八〇九〇号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表青森地方務局の部、盛岡地方務局の部花巻支局の部及び二戸支局の部、福

島地方法務局の部同地方法務局の款及び相馬支
 島の款、宇都宮地方法務局の部同地方法務局の
 款、前橋地方法務局の部、岐阜地方法務局の部
 同地方法務局の款、津地方法務局の部、大津地
 方法務局の部、京都地方法務局の部、奈良地方
 法務局の部、高松法務局の部、高知地方法務局
 の部、佐賀地方法務局の部、長崎地方法務局の
 部、宮崎地方法務局の部並びに那覇地方法務局
 の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第
 十九条の改正規定並びに第四条中別表第一園部
 人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十八
 年一月一日

二 第一条中別表福岡地方法務局の部若松支局の
 款の改正規定 平成十八年一月四日

三 第一条中別表盛岡地方法務局の部同地方法務
 局の款、宇都宮地方法務局の部栃木支局の款及
 び福井地方法務局の部の改正規定並びに第二条
 中登記事務委任規則第六條及び第二十條の改正
 規定 平成十八年一月十日

四 第一条中千葉地方法務局の部及び岐阜地方法
 務局の部多治見支局の款の改正規定、第三条の
 改正規定並びに第四条中八日市場人権擁護委員
 協議会の項の改正規定 平成十八年一月二十
 三日

五 第一条中甲府地方法務局の部及び神戸地方法
 務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委
 任規則第八條の改正規定 平成十八年一月三
 十日

附 則 (平成一八年一月四日法務省令第
 一号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の
 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規
 則の規定及び登記事務委任規則の規定は、平成
 十八年一月一日から適用する。

附 則 (平成一八年一月一〇日法務省令
 第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年一月二三日法務省令
 第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年一月三一日法務省令
 第八号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、
 それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 一 第一条中別表函館地方法務局の部、さいたま
 地方法務局の部及び福井地方法務局の部の改正
 規定 平成十八年二月一日

二 第一条中別表東京法務局の部及び大阪法務局
 の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規
 則第十一條の改正規定 平成十八年一月六日

三 第一条中別表神戸地方法務局の部及び福岡法
 務局の部の改正規定 平成十八年二月十一日

四 第一条中別表鹿児島地方法務局の部の改正規
 定及び第二条中登記事務委任規則第三十三條の
 改正規定 平成十八年二月十三日

五 第一条中別表盛岡地方法務局の部水沢支局の
 款、水戸地方法務局の部土浦支局の款及び宮崎
 地方法務局の部延岡支局の款の改正規定、第二
 条中登記事務委任規則第三十一條の改正規定並
 びに第三条の改正規定 平成十八年二月二十日

六 第一条中別表宮崎地方法務局の部日向支局の
 款の改正規定 平成十八年二月二十五日

七 第一条中別表盛岡地方法務局の部同地方法務
 局の款、水戸地方法務局の部同地方法務局の款
 及び鹿嶋支局の款及び熊本地方法務局の部の改
 正規定並びに第二条中登記事務委任規則第五條
 の改正規定 平成十八年二月二十七日

附 則 (平成一八年二月六日法務省令第
 一号) 抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、
 それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 一 及び二 略

三 第一条の改正規定、第二条中登記事務委任規
 則第四條及び第三十條の改正規定、第三条の改
 正規定並びに第四条の改正規定 平成十八年二
 月二十日

附 則 (平成一八年二月二〇日法務省令
 第十六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年二月二七日法務省令
 第十七号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、
 それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 一 第一条中別表青森地方法務局の部、広島法務
 局の部、徳島地方法務局の部、高知地方法務局
 の部及び佐賀地方法務局の部の改正規定、第三
 條の改正規定並びに第四条の改正規定 平成十
 八年三月一日

二 第一条中別表福井地方法務局の部の改正規
 定 平成十八年三月三日

三 第一条中別表釧路地方法務局の部の改正規
 定 平成十八年三月五日

四 第一条中別表盛岡地方法務局の部、東京法務
 局の部及び横浜地方法務局の部の改正規定並び
 に第二条中登記事務委任規則第一條の改正規定
 定 平成十八年三月六日

五 第一条中別表奈良地方法務局の部の改正規定
 及び第二条中登記事務委任規則第十四條の改正
 規定 平成十八年三月十三日

六 第一条中別表甲府地方法務局の部の改正規
 定 平成十八年三月十五日

七 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規
 定 平成十八年三月十九日

附 則 (平成一八年三月七日法務省令第
 一九号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の
 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規
 則別表甲府地方法務局の部の規定及び登記事務
 委任規則の規定は、平成十八年三月一日から適
 用する。

附 則 (平成一八年三月二五日法務省令
 第二号)

この省令は、平成十八年三月二十日から施行
 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
 各号に定める日から施行する。
 一 第一条中別表前橋地方法務局の部の改正規
 定 平成十八年三月十八日

二 第一条中別表高松法務局の部の改正規定 平
 成十八年三月二十一日

附 則 (平成一八年三月二〇日法務省令
 第四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年三月二二日法務省令
 第五号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の
 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規
 則別表岡山地方法務局の部の規定及び登記事務
 委任規則の規定は、平成十八年三月二十一日か
 ら適用する。

附 則 (平成一八年三月二三日法務省令
 第六号)

この省令は、平成十八年三月二十七日から施
 行する。

附 則 (平成一八年三月二七日法務省令
 第七号)

この省令は、平成十八年三月三十一日から施
 行する。ただし、第一条中別表千葉地方法務局
 の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第
 四條の改正規定、第三条の改正規定及び第四条
 中別表第一佐原人権擁護委員協議会の項の改正
 規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三〇日法務省令
 第三〇号)

この省令は、平成十八年四月一日から施行す
 る。

附 則 (平成一八年三月三一日法務省令
 第三四号)

この省令は、平成十八年四月一日から施行す
 る。ただし、第一条中別表大分地方法務局の部
 の改正規定及び第二条の改正規定は、公布の日
 から施行する。

附 則 (平成一八年四月一〇日法務省令
 第四六号) 抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、
 それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 一 略

二 第一条中別表熊本地方法務局の部の改正規定
 及び第二条中登記事務委任規則第三十二條の改
 正規定 平成十八年四月十七日

三 第一条中別表奈良地方法務局の部の改正規
 定 平成十八年四月二十四日

四 第一条中別表松山地方法務局の部の改正規定
 及び第二条中登記事務委任規則第四十五條の改
 正規定 平成十八年五月十五日

附 則 (平成一八年五月二六日法務省令
 第六〇号) 抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、
 それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 一 から三まで 略

四 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定
 平成十八年六月十二日

五 第一条中別表札幌法務局の部の改正規定 平
 成十八年六月十九日

六 第一条中別表盛岡地方法務局の部及び神戸地
 方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事
 務委任規則第二十三條の改正規定 平成十八年
 六月二十六日

附 則 (平成一八年七月三日法務省令第
 六四号) 抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、
 それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 一 第一条中別表大分地方法務局の部の改正規
 定 公布の日

二 第一条中別表千葉地方法務局の部、横浜地方
 法務局の部、新潟地方法務局の部、大津地方法
 務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規
 定、第二条中登記事務委任規則第三條、第三
 條、第三十條及び第三十三條の改正規定、第三

条の改正規定並びに第四条の改正規定 平成十八年七月十八日

附則 (平成一八年七月一八日法務省令第六六号)

この省令は、平成十八年八月一日から施行する。

附則 (平成一八年八月一日法務省令第六七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一八年八月二一日法務省令第六八号) 抄

この省令は、平成十八年八月二十八日から施行する。

附則 (平成一八年九月一日法務省令第七〇号)

この省令は、平成十八年九月二十五日から施行する。ただし、第一条中別表津地方法務局の部の改正規定は、同月十一日から施行する。

附則 (平成一八年九月二五日法務省令第七四号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表前橋地方法務局の部の改正規定 平成十八年十月一日

二 第一条中別表水戸地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十三条の改正規定 平成十八年十月十六日

三 第一条中別表新潟地方法務局の部及び岐阜地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十条の改正規定 平成十八年十月二十三日

附則 (平成一八年一〇月二三日法務省令第七八号) 抄

この省令は、平成十八年十月三十日から施行する。

附則 (平成一八年一〇月三一日法務省令第八二号) 抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表旭川地方法務局の部の改正規定 公布の日

二 略

三 第一条中別表和歌山地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二条の改正規定 平成十八年十一月二十七日

四 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定 平成十八年十二月十一日

附則 (平成一八年二月一八日法務省令第八五号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表新潟地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十条の改正規定 公布の日

二 第一条中別表福島地方法務局の部の改正規定 平成十九年一月一日

三 第一条中別表大分地方法務局の部同地方法務局の款鶴崎出張所の項の改正規定 平成十九年一月六日

四 第一条中別表大分地方法務局の部同地方法務局の款同地方法務局の項及び別府出張所の項の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第三十一条の改正規定 平成十九年一月九日

五 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成十九年一月十五日

附則 (平成一九年一月二二日法務省令第三号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一九年一月二九日法務省令第四号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表福岡法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十八条の改正規定 公布の日

二 第一条中別表長野地方法務局の部及び熊本地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第九条、第二十五条、第三十一条及び第三十三条の改正規定 平成十九年二月十三日

三 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定 平成十九年二月十九日

附則 (平成一九年二月二三日法務省令第六号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表札幌法務局の部の改正規定、第三条及び第四条の規定 平成十九年三月五日

二 第一条中別表横浜地方法務局の部の改正規定 平成十九年三月十一日

三 第一条中別表金沢地方法務局の部、京都地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十一条及び第三十三条の改正規定 平成十九年三月十二日

四 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定 平成十九年三月十九日

五 第二条中別表福岡法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十八条の改正規定 平成十九年三月二十六日

附則 (平成一九年三月二二日法務省令第八号) 抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中別表宮崎地方法務局の部の改正規定 平成十九年三月三十一日

三 第一条中別表長崎地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十条の改正規定 平成十九年四月一日

附則 (平成一九年三月二六日法務省令第一号)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第九条の改正規定は、同月九日から施行する。

附則 (平成一九年四月二三日法務省令第二九号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表金沢地方法務局の部及び熊本地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十条の改正規定 公布の日

二 第一条中別表旭川地方法務局同地方法務局の款及び那覇地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十五条の改正規定 平成十九年五月一日

三 第一条中別表水戸地方法務局の部及び高松法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第四十二条の改正規定 平成十九年五月七日

四 第一条中別表旭川地方法務局稚内支局の款の改正規定 平成十九年五月二十一日

附則 (平成一九年五月一八日法務省令第三三号)

この省令は、平成十九年五月二十八日から施行する。

附則 (平成一九年六月一日法務省令第三七号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表大分地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十一条の改正規定 平成十九年六月十一日

二 第一条中別表岐阜地方法務局の部及び熊本地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十九条の改正規定 平成十九年六月二十五日

附則 (平成一九年七月九日法務省令第四三号)

この省令は、平成十九年七月十七日から施行する。

附則 (平成一九年七月二三日法務省令第四四号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表大分地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十一条の改正規定 平成十九年六月十一日

二 第一条中別表岐阜地方法務局の部及び熊本地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十九条の改正規定 平成十九年六月二十五日

附則 (平成一九年七月九日法務省令第四三号)

この省令は、平成十九年七月十七日から施行する。

附則 (平成一九年七月二三日法務省令第四四号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表新潟地方法務局の部の改正規定及び第二条の規定 平成十九年七月二十日

二 第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定 平成十九年八月二十日

附則 (平成一九年九月四日法務省令第五二号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の登記事務委任規則第三十九条の規定は、平成十九年九月一日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成十九年九月十日

二 第一条中別表岡山地方法務局の部及び那覇地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第五条の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成十九年九月十八日

附則 (平成一九年九月一九日法務省令第五四号) 抄

この省令は、平成十九年九月二十五日から施行する。

附則 (平成一九年九月二七日法務省令第五五号)

この省令は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表千葉地方法務局の部の改正規定及び第二条の規定 平成十九年十月九日

二 第一条中別表京都地方法務局の部の改正規定 平成十九年十月十五日

三 第一条中別表松江地方法務局の部の改正規定
平成十九年十月二十九日

附 則 (平成一九年一〇月二三日法務省令第六〇号)

この省令は、平成十九年十一月一日から施行する。

附 則 (平成一九年一月一九日法務省令第六四号)

この省令は、平成二十年一月二十一日から施行する。

附 則 (平成一九年一月二〇日法務省令第六五号)

この省令は、平成十九年十一月二十六日から施行する。ただし、第一条の規定、第二条中登記事務委任規則第三十三条の改正規定及び第三条の規定は、同年十二月一日から施行する。

附 則 (平成一九年一月二七日法務省令第六六号)

この省令は、平成十九年十二月十七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表高知地方法務局の部の改正規定 平成二十年一月一日
- 二 別表函館地方法務局の部の改正規定 平成二十年一月十五日

附 則 (平成二〇年二月四日法務省令第四号)

この省令は、平成二十年二月十二日から施行する。ただし、第一条中別表山形地方法務局の部及び甲府地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第八条の改正規定、第三条中別表山形の項の改正規定並びに第四条中別表第一長井人権擁護委員協議会の項の改正規定は、同月二十五日から施行する。

附 則 (平成二〇年二月二六日法務省令第七号)

この省令は、平成二十年三月三日から施行する。

附 則 (平成二〇年二月二六日法務省令第八号)

この省令は、平成二十年三月十七日から施行する。ただし、第一条中別表山口地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十四条の改正規定は、同月二十一日から施行する。

附 則 (平成二〇年二月二六日法務省令第九号)

この省令は、平成二十年三月二十四日から施行する。ただし、第一条中別表静岡地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第七条の改正規定は、同月三十一日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月七日法務省令第一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中別表大阪法務局の部の改正規定及び第二条の規定は平成二十年三月十日から、第一条中別表神戸地方法務局の部の改正規定は同年四月二十八日から施行する。

附 則 (平成二〇年四月三〇日法務省令第三二号)

この省令は、平成二十年五月七日から施行する。

附 則 (平成二〇年五月二九日法務省令第三九号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成二十年六月九日
- 二 略
- 三 第一条中別表奈良地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十四条から第十六条までの改正規定 平成二十年七月一日
- 四 第一条中別表山口地方法務局の部の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十年七月十四日

附 則 (平成二〇年九月九日法務省令第五一号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表名古屋法務局の部及び大阪法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十一条第三項、第十二条第二項及び第七七条の改正規定並びに同規則第三十五条を削り、同規則第三十四条を同規則第三十五条とし、同規則第三十三条を同規則第三十四条とし、同規則第三十二条の次に一条を加える改正規定 平成二十年九月十六日
- 二 第一条中別表旭川地方法務局の部、富山地方法務局の部及び福岡法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第五条、第二十二條第二項及び第四十二條の改正規定 平成二十年十月十四日

三 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十六条、第三十七条及び第四十五条第一項の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十年十月十七日

附 則 (平成二〇年九月三〇日法務省令第五五号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中別表熊本地方法務局の部の改正規定は平成二十年十月六日から、同表大阪法務局の部の改正規定は同月十四日から、第二条の規定は同年十一月二十五日から施行する。

附 則 (平成二〇年一〇月二八日法務省令第五八号) 抄

この省令は、平成二十年十一月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年二月二五日法務省令第七四号) 抄

この省令は、公布の日から施行し、改正後の登記事務委任規則第四十二条の規定は、平成二十年十一月一日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表静岡地方法務局の部の改正規定 平成二十一年一月一日
- 二 第一条中別表仙台法務局の部の改正規定(「青葉区」を「宮城野区」に改める部分に限る) 平成二十一年一月五日
- 三 第一条中別表岡山地方法務局の部、徳島地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第六条、第二十九條及び第三十三條の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十一年一月十三日
- 四 第一条中別表仙台法務局の部の改正規定(第二号に規定する改正規定を除く。)及び別表名古屋法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十七條の改正規定 平成二十一年一月十九日

附 則 (平成二一年二月五日法務省令第二号) 抄

この省令は、平成二十一年二月九日から施行する。

附 則 (平成二一年三月一三日法務省令第四号)

この省令は、平成二十一年三月二十三日から施行する。ただし、第一条中別表宮崎地方法務局の部、日南支局の款同支局の項の改正規定は、同月三十日から施行する。

附 則 (平成二一年三月二七日法務省令第八号)

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表名古屋法務局の部及び大阪法務局の部の改正規定並びに第三条の規定は、同月二十七日から施行する。

附 則 (平成二一年四月一七日法務省令第二一号) 抄

この省令は、平成二十一年五月五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表宇都宮地方法務局の部及び高松法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第六條第二項、第七條第四項及び第五項、第三十三條第一項並びに第四十二條の二の改正規定 平成二十一年五月七日

附 則 (平成二一年六月二日法務省令第三二号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条中登記事務委任規則第三十二條第三項の改正規定は平成二十一年七月六日から、第一条中別表横浜地方法務局の部及び京都地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十二條第二項、第二十一條及び第三十三條第一項の改正規定は同月二十一日から施行する。

附 則 (平成二一年七月二日法務省令第三五号) 抄

この省令は、平成二十一年八月三日から施行する。

附 則 (平成二一年八月二四日法務省令第三七号)

この省令は、平成二十一年九月七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表前橋地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第六條の二及び第十二條第二項の改正規定 平成二十一年九月十四日
- 二 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十一條第二項の改正規定 平成二十一年九月二十四日

附 則 (平成二一年九月一六日法務省令第四一号) 抄

この省令は、公布の日から施行し、改正後の登記事務委任規則第七條第二項の規定は、平成二十一年十一月一日から適用する。ただし、次の

各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表釧路地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十二条第三項の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十一年十月五日
- 二 第一条中別表千葉地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第四条第一項、第三十三条第一項及び第四十五条第一項の改正規定 平成二十一年十月十三日

附則（平成二十一年一月三〇日法務省令第四二二号）抄

この省令は、平成二十一年十一月九日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第一条の規定、第二条中登記事務委任規則第二条、第六条、第十七条及び第四十五条第二項の改正規定並びに第三条の規定 平成二十一年十一月二十四日

附則（平成二十一年二月二五日法務省令第四七号）抄

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表名古屋法務局の部豊田支局の款同支局の項の改正規定 平成二十二年一月四日
- 二 略
- 三 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定（第一号に規定する改正規定を除く。）及び第二条中登記事務委任規則第二条第二項の改正規定 平成二十二年一月十八日

附則（平成二十二年一月二七日日法務省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十六条の改正規定 平成二十二年一月一日
- 二 第一条中別表仙台法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第四十条の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十二年二月十五日
- 三 第一条中津地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十八条第一項及び第四項の改正規定 平成二十二年二月二十二日

附則（平成二十二年二月二六日日法務省令第四号）

この省令は、平成二十二年三月八日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表東京法務局の部及び富山地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第一条、第六条の二及び第二十二條の改正規定 平成二十二年三月十五日
- 二 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成二十二年三月二十二日
- 三 第一条中別表秋田地方法務局の部、さいたま地方法務局の部、静岡地方法務局の部、福井地方法務局の部、松江地方法務局の部、松山地方法務局の部、熊本地方法務局の部、宮崎地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三条第五項、第八条、第十七条第二項及び第三項、第二十六条、第二十八条第四項、第三十二条、第三十八条並びに第四十五条の改正規定、第三条の規定並びに第四条中別表第一、大野人権擁護委員協議会の項、川本人権擁護委員協議会の項及び八幡浜人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成二十二年三月二十三日

附則（平成二十二年三月二九日日法務省令第八号）抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 平成二十二年四月一日
- 二 略
- 三 第一条中別表新潟地方法務局の部の改正規定 平成二十二年三月三十一日

附則（平成二十二年七月二日日法務省令第二六号）抄

この省令は、平成二十二年七月十二日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定、第二条中登記事務委任規則第四条第一項、第十一条第一項、第十五条、第二十三条及び第三十二条の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十二年七月二十日

附則（平成二十二年九月二八日日法務省令第三一号）抄

この省令は、平成二十二年十月十二日から施行する。

- 一 第一条中別表福岡法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第二条第二項及び第十八条の改正規定、第二十八条の改正規定（同条第四項を削る部分に限る。）並びに第三十六条の次に一条を加える改正規定、並びに第三十六条の項の改正規定並びに第四条中別表第一、吉井人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成二十三年一月三十一日

この省令は、平成二十二年十月十二日から施行する。

附則（平成二十二年一月〇月二日日法務省令第三五号）抄

この省令は、平成二十二年十一月二十九日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表宇都宮地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第六条の改正規定 平成二十二年十一月一日
- 二 略
- 三 第一条中別表さいたま地方法務局の部の改正規定 平成二十二年十一月二十二日

附則（平成二十二年二月二四日日法務省令第四三号）抄

この省令は、平成二十三年一月十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第一条中別表福岡法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第二条第二項及び第十八条第一項の改正規定、第二十八条の改正規定（同条第四項を削る部分に限る。）並びに第三十六条の次に一条を加える改正規定、並びに第三十六条の項の改正規定並びに第四条中別表第一、吉井人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成二十三年一月三十一日

附則（平成二十二年二月二四日日法務省令第四四号）

この省令は、平成二十三年一月三十一日から施行する。

- 一 第一条の規定 平成二十三年二月十四日
- 二 略
- 三 第一条中別表秋田地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第四条第一項及び第三十八条の改正規定、第三条中別表秋田の項の改正規定並びに第四条中別表第一、横山人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成二十三年三月二十二日

附則（平成二十三年一月二日日法務省令第二号）抄

この省令は、平成二十三年二月七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 平成二十三年二月十四日
- 二 略
- 三 第一条中別表秋田地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第四条第一項及び第三十八条の改正規定、第三条中別表秋田の項の改正規定並びに第四条中別表第一、横山人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成二十三年三月二十二日

擁護委員協議会の項の改正規定 平成二十三年三月十四日

附則（平成二十三年三月一八日日法務省令第四号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表秋田地方法務局の部の規定並びに改正後の登記事務委任規則、公証人定員規則及び人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の規定は、平成二十三年三月十四日から適用する。

- 一 第一条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十七条の改正規定、第三条中別表盛岡の項の改正規定及び第四条中別表第一、関人権擁護委員協議会の項の改正規定 別に法務省令で定める日
- 二 略
- 三 第一条中別表仙台法務局の部の改正規定 別に法務省令で定める日

附則（平成二十三年七月二日日法務省令第二四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表広島法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十三条の改正規定 平成二十三年五月二日

附則（平成二十三年五月二七日日法務省令第一九号）抄

この省令は、平成二十三年六月二十日から施行する。

- 一 第一条中別表秋田地方法務局の部の改正規定、第二条中別表秋田の項の改正規定、第三条中別表第一、横山人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成二十三年七月二日

附則（平成二十三年八月二六日日法務省令第二八号）抄

この省令は、平成二十三年八月一日から施行する。

- 一 第一条中別表宇都宮地方法務局の部の改正規定及び別表松江地方法務局の部の改正規定（第一号）抄

〔釧路郡〕を削る部分に限る。〕 平成二十三年十月一日

附 則 (平成二十三年一〇月三十一日法務省令第三〇号) 抄
この省令は、平成二十三年十一月七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定 平成二十三年十一月十一日

附 則 (平成二十三年一二月一六日法務省令第三八号)
この省令は、平成二十三年十二月十九日から施行する。

附 則 (平成二十三年一二月二二日法務省令第四〇号) 抄
この省令は、平成二十四年一月三十日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中名古屋法務局の部の改正規定 平成二十四年一月四日

附 則 (平成二十四年一月二七日法務省令第三号)
この省令は、平成二十四年二月二十七日から施行する。ただし、第一条中別表甲府地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第七条の次に一条を加える改正規定は、平成二十四年二月十三日から施行する。

附 則 (平成二十四年二月二四日法務省令第五号)
この省令は、平成二十四年三月十九日から施行する。

附 則 (平成二十四年三月二三日法務省令第八号)
この省令は、平成二十四年四月二十三日から施行する。ただし、第一条中別表熊本地方法務局の部の改正規定は、同月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年四月二三日法務省令第二二号)
この省令は、平成二十四年五月七日から施行する。ただし、第一条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定は、同月十四日から施行する。

附 則 (平成二十四年五月二五日法務省令第二三号)
この省令は、平成二十四年六月十一日から施行する。

附 則 (平成二十四年八月二一日法務省令第三三号) 抄

この省令は、平成二十四年九月十八日から施行する。

附 則 (平成二十四年九月二二日法務省令第三四号)
この省令は、平成二十四年十月九日から施行する。ただし、第一条中別表さいたま地方法務局の部の改正規定は、同月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年一二月三〇日法務省令第四三号)
この省令は、平成二十四年十二月二十五日から施行する。

附 則 (平成二十四年一二月二一日法務省令第四五号)
この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

附 則 (平成二五年一二月一七日法務省令第二八号)
この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、平成二十六年一月二十日から施行する。

附 則 (平成二六年二月二二日法務省令第一号)
この省令は、平成二六年三月十日から施行する。ただし、第一条中別表宇都宮地方法務局の部の改正規定は、平成二六年四月五日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二五日法務省令第一八号)
この省令は、平成二六年五月七日から施行する。

附 則 (平成二六年五月二三日法務省令第二二号)
この省令は、平成二六年六月十六日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二七日法務省令第二四号)
この省令は、平成二六年七月二十二日から施行する。

附 則 (平成二六年一〇月二四日法務省令第二九号)
この省令は、平成二六年十一月四日から施行する。ただし、第一条中別表静岡地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第七条の改正規定は、平成二六年十一月二十五日から施行する。

附 則 (平成二六年一二月二六日法務省令第三九号) 抄

この省令は、平成二十七年一月十三日から施行する。

附 則 (平成二七年四月二四日法務省令第二七号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年一月一四日法務省令第二号)
この省令は、平成二八年二月一日から施行する。

附 則 (平成二八年四月七日法務省令第三一号)
この省令は、平成二八年五月十六日から施行する。

附 則 (平成二八年九月二六日法務省令第四三号)
この省令は、平成二八年十月十日から施行する。

附 則 (平成三〇年一月三〇日法務省令第一号)
この省令は、平成三十年二月十三日から施行する。

附 則 (平成三〇年九月二五日法務省令第二三号)
この省令は、平成三十年十月一日から施行する。

附 則 (令和元年七月一六日法務省令第二六号)
この省令は、令和元年十月十五日から施行する。

附 則 (令和二年三月三一日法務省令第二四号)
この省令は、令和二年七月十日から施行する。

附 則 (令和二年一二月二六日法務省令第五五号)
この省令は、令和三年一月十二日から施行する。

附 則 (令和五年五月一二日法務省令第二七号)
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年五月二十九日から施行する。
附 則 (令和六年一月二六日法務省令第三号) 抄
この省令は、令和六年二月二十六日から施行する。

別表第一

札幌法務局	支局	出張所	位置	管轄区域
(札幌)	(札幌)	北海道札幌市	北海道札幌市	北海道の内
北	北	北海道札幌市	北海道札幌市	北海道の内
白石	白石	北海道札幌市	北海道札幌市	北海道の内
南	南	北海道札幌市	北海道札幌市	北海道の内
西	西	北海道札幌市	北海道札幌市	北海道の内
江別	江別	北海道札幌市	北海道札幌市	北海道の内
恵庭	恵庭	北海道札幌市	北海道札幌市	北海道の内
小樽	(小樽)	北海道小樽市	北海道小樽市	北海道の内
室蘭	(室蘭)	北海道室蘭市	北海道室蘭市	北海道の内
岩見沢	岩見沢	北海道岩見沢市	北海道岩見沢市	北海道の内

館(函)	支局	函館地方事務局	日高	安知	俱知	滝川	牧小	苦小	
(函館)	出張所		(日高)	(安知)	(俱知)	(滝川)	(牧小)	(苦小)	
函館市	位置		北海道 日高郡 新ひだか町	北海道 倶知安町	北海道 虻田郡	北海道 滝川市	北海道 苫小牧市	北海道 苫小牧市	北海道 月形町
北海道の内	管轄区域		北海道の内 沙流郡 新冠郡 浦河郡 様似郡 幌泉郡 日高郡	北海道の内 古宇郡 岩内郡 知安町 別町 京極町 倶知安町	北海道の内 磯谷郡 虻田郡の内 ニセコ町 留寿都村 喜茂	北海道の内 歌志内市 空知郡の内 奈井江町 上砂川町 樺戸郡の内 浦臼町 新十津川町	北海道の内 厚真町 安平町 むかわ町	北海道の内 白老郡 勇払郡の内 厚真町	北海道の内 南幌町 夕張郡 樺戸郡の内 月形町

紋別	稚内	留萌	旭川	旭川	旭川	八雲	江差	
(紋別)	(稚内)	(留萌)	(旭川)	(旭川)	(旭川)	(八雲)	(江差)	
北海道 紋別市	北海道 稚内市	北海道 留萌市	北海道 旭川市	北海道 旭川市	北海道 旭川市	北海道 八雲町	北海道 江差町	北海道 檜山郡
北海道の内 紋別郡の内 滝上町 興部町 西興部村 雄武町	北海道の内 稚内市 礼文郡 天塩郡 宗谷郡 利尻郡	北海道の内 留萌郡 増毛郡 留萌市 苫前郡	北海道の内 占冠村 勇払郡の内	北海道の内 空知郡の内 上富良野町 中富良野町 南富良野町	北海道の内 上川郡(石狩国) 雨竜郡 富良野市 深川市 旭川市	北海道の内 森町 二海郡 山越郡 瀬棚郡 久遠郡 島牧郡 寿都郡	北海道の内 奥尻郡	北海道の内 檜山郡 爾志郡 奥尻郡

名取	根室	北見	帯広	釧路	名寄
(仙)	(根室)	(北見)	(帯広)	(釧路)	(名寄)
宮城県 青葉区 仙台市	北海道 根室市	北海道 北見市	北海道 帯広市	北海道 釧路市	北海道 名寄市
宮城県の内 黒川郡 富谷市 仙台市	北海道の内 野付郡 標津郡 目梨郡	北海道の内 紋別郡 湧別町 遠軽町	北海道の内 常呂郡 斜里郡 網走郡 網走市	北海道の内 釧路市 厚岸郡 川上郡 阿寒郡 白糠郡	北海道の内 士別市 上川郡(天塩国) 中川郡(天塩国) 枝幸郡

五所川原	八戸	弘前	青森	青森	登米	大原	沼	古川	塩竈	石巻	名取
(五所川原)	(八戸)	(弘前)	(青森)	(青森)	(登米)	(大原)	(沼)	(古川)	(塩竈)	(石巻)	(名取)
青森県 五所川原市	青森県 八戸市	青森県 弘前市	青森県 青森市	青森県 青森市	宮城県 登米市	宮城県 柴田郡 大河原	宮城県 気仙沼市	宮城県 大崎市	宮城県 塩竈市	宮城県 石巻市	宮城県 名取市
青森県の内 五所川原市 つがる市 西津軽郡	青森県の内 八戸市 三戸郡	青森県の内 弘前市 黒石市 平川市 中津軽郡 南津軽郡	青森県の内 青森市 東津軽郡	青森県の内 青森市	宮城県の内 宮城県の内 伊具郡	宮城県の内 柴田郡 角田市 白石市 角田市 柴田郡	宮城県の内 宮城県の内 宮城県の内 遠田郡	宮城県の内 宮城県の内 宮城県の内 宮城県の内 宮城県の内 宮城県の内	宮城県の内 宮城県の内 宮城県の内 宮城県の内 宮城県の内	宮城県の内 石巻市 東松島市 石巻市	宮城県の内 名取市 岩沼市 巨理郡

二戸	花巻	水沢	宮古	岡(盛)	盛岡地方事務局	むつ	田和	十和
(二戸)	(花巻)	(水沢)	(宮古)	(盛岡)	出張所	(むつ)	(田和)	(十和)
岩手県 二戸市	岩手県 花巻市	岩手県 大船渡市	岩手県 宮古市	岩手県 盛岡市	位置	青森県 むつ市	青森県 十和田市	青森県 十和田市
久慈市 二戸市 九戸郡	岩手県の内 花巻市 北上市 遠野市 和賀郡	岩手県の内 大船渡市 陸前高田市 気仙郡	岩手県の内 一関市 奥州市 胆沢郡 西磐井郡	岩手県の内 下閉伊郡 釜石市 宮古市 上閉伊郡	管轄区域 岩手県の内 盛岡市 八幡平市 滝沢市 岩手郡 紫波郡	青森県の内 むつ市 上北郡の内 横浜町 下北郡	青森県の内 七戸町 野辺地町 六戸町 東北町 六ヶ所村 おい	北津軽郡 青森県の内 十和田市 三沢市 上北郡の内

米沢	形(山)	山形地方事務局	大曲	本荘	大館	能代	田(秋)	秋田地方事務局	二戸郡
(米沢)	(山形)	出張所	(大曲)	(本荘)	(大館)	(能代)	(秋田)	出張所	
山形県 米沢市	山形県 山形市	位置	秋田県 大仙市	秋田県 由利本荘市	秋田県 大館市	秋田県 能代市	秋田県 秋田市	位置	
東置賜郡 西置賜郡 南陽市 長井市 米沢市	山形県の内 北村山郡 尾花沢市 東根市 村山市	管轄区域 山形県の内 山形市 山市 上山市 天童市 東村山郡	秋田県の内 横手市 湯沢市 大仙市 仙北市 仙北郡 雄勝郡	秋田県の内 由利本荘市 にかほ市 秋田県の内 湯沢市 大仙市 仙北市 仙北郡 雄勝郡	秋田県の内 大館市 鹿角市 北秋田市 北秋田郡	秋田県の内 能代市 山本郡	秋田県の内 秋田市 男鹿市 潟上市 南秋田郡	管轄区域 秋田県の内 秋田市 秋田市 男鹿市 潟上市 南秋田郡	

郡山	若松	福島地方事務局	江寒	新庄	酒田	鶴岡
(郡山)	(若松)	出張所	(江寒)	(新庄)	(酒田)	(鶴岡)
福島県 郡山市	福島県 松市	位置	山形県 寒河江市	山形県 新庄市	山形県 酒田市	山形県 鶴岡市
福島県の内 郡山市 須賀川市 田村市 岩瀬郡 石川郡の内 玉川村 平田村 田村郡	福島県の内 会津若松市 喜多方市 耶麻郡 河沼郡 大沼郡 福島県の内 南会津郡	管轄区域 福島県の内 福島県の内 福島県の内 二本松市 二本松市 本宮市 安達郡	山形県の内 寒河江市 西村山郡	山形県の内 新庄市 最上郡	山形県の内 酒田市 東田川郡の内 庄内町 飽海郡	山形県の内 鶴岡市 東田川郡の内 三川町

品川	墨田	台東	新宿	港	京(東)	東京法務局	相馬	白河	きいわ
品川	墨田	台東	新宿	港	(東京)	出張所	(相馬)	(白河)	(きいわ)
東京都 品川区	東京都 墨田区	東京都 台東区	東京都 新宿区	東京都 港区	東京都 千代田区	位置	福島県 相馬市	福島県 白河市	福島県 いわき市
東京都の内 品川区	東京都の内 墨田区	東京都の内 台東区	東京都の内 新宿区	東京都の内 港区	東京都の内 千代田区	管轄区域 東京都の内 中央区 文京区 大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 小笠原村 八丈支庁の所管区	福島県の内 相馬市 南相馬市 相馬郡	福島県の内 白河市 福島県 富岡町 双葉郡	福島県の内 いわき市 福島県の内 双葉郡

厚木	原相模	西湘二宮	湘南	横須賀	川崎					
(厚木)	(相模原)	(西湘二宮)	(湘南)	(横須賀)	(川崎)	麻生	青葉	栄		
厚木市	神奈川県厚木市	神奈川県相模原市中央区	神奈川県中郡二宮町	神奈川県藤沢市	神奈川県横須賀市	神奈川県川崎市麻生区	神奈川県横浜市青葉区	神奈川県横浜市栄区	神奈川県横浜市	神奈川県横浜市
伊勢原市 厚木市 秦野市	神奈川県内の 相模原市	神奈川県内の 小田原市 南足柄市 中郡 足柄上郡 足柄下郡	神奈川県内の 茅ヶ崎市 高座郡	神奈川県内の 鎌倉市 藤沢市	神奈川県内の 三浦市 逗子市 横須賀市	神奈川県内の 川崎市の内 高津区 宮前区 多摩区 麻生区	神奈川県内の 横浜市の内 緑区 青葉区	神奈川県内の 横浜市の内 港南区 栄区	神奈川県内の 横浜市の内	神奈川県内の 横浜市の内

川糸魚	村上	十日町	新津	新発田	柏崎	三条	長岡	新潟(新潟)	支局(出張所)	新潟地方支局	大和
(川糸魚)	(村上)	(十日町)	(新津)	(新発田)	(柏崎)	(三条)	(長岡)	(新潟)	位置	管轄区域	神奈川県大和市
新潟県糸魚川市	新潟県村上市	新潟県十日町市	新潟県秋葉区	新潟県新発田市	新潟県柏崎市	新潟県三条市	新潟県長岡市	新潟県中央区	新潟県	新潟県	神奈川県大和市 海老名市 座間市 綾瀬市
新潟県内の 糸魚川市	新潟県内の 村上市	新潟県内の 十日町市	新潟県内の 秋葉区 五泉市	新潟県内の 新発田市	新潟県内の 柏崎市	新潟県内の 三条市	新潟県内の 長岡市	新潟県内の 中央区 北区 東区 南区 西区	新潟県内の 管内	新潟県内の 管内	神奈川県内の 大和市 海老名市 座間市 綾瀬市

野(長)	支局	長野地方支局	諏訪	大月	伊那	諏訪	飯田	上田	松本	上越
(長野)	出張所	長野地方支局	(諏訪)	(大月)	葦崎	(甲府)	(飯田)	(上田)	(松本)	(上越)
長野市	長野市	長野市	山梨県南巨摩郡富士川町	山梨県大月市	山梨県葦崎市	山梨県甲府市	山梨県飯田市	山梨県上田市	山梨県松本市	新潟県上越市
長野市	長野市	長野市	山梨県内の 西八代郡 南巨摩郡	山梨県内の 都留市 大月市 上野原市 南都留郡の内 道志村 北都留郡	山梨県内の 北杜市	山梨県内の 甲府市 南アルプス市 甲斐市 笛吹市 中央市	山梨県内の 飯田市	山梨県内の 上田市	山梨県内の 松本市	新潟県内の 妙高市 上越市

岡(静)	支局	静岡地方支局	木曾	佐久	飯山	大町	伊那	諏訪	飯田	上田	松本
(静岡)	出張所	静岡地方支局	(木曾)	(佐久)	(飯山)	(大町)	(伊那)	(諏訪)	(飯田)	(上田)	(松本)
静岡市	静岡市	静岡市	長野県木曾郡	長野県佐久市	長野県飯山市	長野県大町市	長野県伊那市	長野県諏訪市	長野県飯田市	長野県上田市	長野県松本市
静岡市内	静岡市内	静岡市内	長野県内の 北佐久郡	長野県内の 小諸市	長野県内の 飯山市	長野県内の 大町市	長野県内の 伊那市	長野県内の 岡谷市	長野県内の 飯田市	長野県内の 上田市	長野県内の 松本市

屋 (名古屋)	支局	名古屋法務局	下田	袋井	藤枝	掛川	富士	熱海	沼津	浜松	清水	葵区	
屋 (名古屋)	出張所		(下田)	(袋井)	(藤枝)	(掛川)	(富士)		(沼津)	磐田	(浜松)	清水	
市	位置		静岡県 下田市	静岡県 袋井市	静岡県 藤枝市	静岡県 掛川市	静岡県 富士市	静岡県 熱海市	静岡県 沼津市	静岡県 磐田市	静岡県 浜松市 中央区	静岡県 清水区	静岡県 葵区
	管轄区域		静岡県の内 下田市 賀茂郡	静岡県の内 袋井市 周智郡	静岡県の内 島田市 焼津市 藤枝市 牧之原市 榛原郡	静岡県の内 掛川市 御前崎市 菊川市	静岡県の内 富士宮市 富士市	静岡県の内 伊東市 熱海市	静岡県の内 沼津市 三島市 御殿場市 裾野市 伊豆市 伊豆の国市	静岡県の内 磐田市	静岡県の内 浜松市 湖西市	静岡県の内 清水区	静岡県の内 葵区 駿河区

井 春日	半田	一宮	岡崎	豊橋	名東	熱田	中区	千種区 西区 東区 北区
井 (春日)	(半田)	(一宮)	(岡崎)	(豊橋)			区 中区 昭和区	清須市 北名古屋市 西春日井郡
市 春日井	愛知県 半田市	愛知県 一宮市	愛知県 岡崎市	愛知県 豊川市	愛知県 豊橋市	愛知県 熱田区	愛知県 名古屋 瑞穂区 熱田区 中川区 港区 南区 豊明市	愛知県 名古屋市の内 守山区 名東区 天白区 日進市 長久手市 愛知郡 豊橋市の内 田原市
小牧市	愛知県の内 瀬戸市 春日井市	知多郡 知多市	愛知県の内 常滑市 東海市 大府市	愛知県の内 半田市	愛知県の内 丹羽郡 岩倉市 稲沢市 江南市 犬山市 一宮市	愛知県の内 額田郡 岡崎市	愛知県の内 蒲郡市	愛知県の内 豊川市 岡崎市

沢 (金)	支局	金沢地方法務局	砺波	魚津	高岡	富山 (富山)	富山地方法務局	新城	西尾	豊田	刈谷	津島	
(金沢)	出張所		(砺波)	(魚津)	(高岡)	(富山)		(新城)	(西尾)	(豊田)	(刈谷)	(津島)	
市	位置		富山県 砺波市	富山県 魚津市	富山県 高岡市	富山県 富山市	位置	愛知県 新城市	愛知県 西尾市	愛知県 豊田市	愛知県 刈谷市	愛知県 津島市	
	管轄区域		富山県の内 砺波市 小矢部市 南砺市	富山県の内 魚津市 滑川市 黒部市 下新川郡	富山県の内 射水市 氷見市 高岡市	富山県の内 富山市 中新川郡	管轄区域	愛知県の内 新城市 北設楽郡	愛知県の内 西尾市	愛知県の内 みよし市 豊田市	愛知県の内 碧南市 刈谷市 安城市 知立市 高浜市	愛知県の内 津島市 愛西市 弥富市 あま市 海部郡	尾張旭市 愛知県の内 津島市 愛西市 弥富市

阜 (岐)	支局	岐阜地方法務局	小浜	武生	敦賀	福井 (福井)	福井地方法務局	輪島	小松	七尾	能美郡
(岐阜)	出張所		(小浜)	(武生)	(敦賀)	(福井)		(輪島)	(小松)	(七尾)	河北郡
市	位置		福井県 小浜市	福井県 越前市	福井県 敦賀市	福井県 福井市	位置	石川県 輪島市	石川県 小松市	石川県 七尾市	石川県 七尾市の内
	管轄区域		福井県の内 小浜市 大飯郡	福井県の内 越前市 今立郡 南条郡 丹生郡	福井県の内 鯖江市	福井県の内 吉田郡 坂井市 あわら市	管轄区域	石川県の内 輪島市 珠洲市 鳳珠郡	石川県の内 小松市 加賀市 能美市	石川県の内 鹿島郡 羽咋郡 羽咋市	石川県の内 七尾市の内 河北郡

伊勢	四日市		(津)	支局	津地方事務局	八幡	美濃 加茂	川中津	見多治	高山	大垣	
(伊勢)	(四日市)	鈴鹿	(津)	出張所		(八幡)	(美濃加茂)	(中津川)	(多治見)	(高山)	(大垣)	
三重県伊勢市	三重県四日市	三重県鈴鹿市	三重県津市	位置	三重県津市	岐阜県郡上市	岐阜県美濃加茂市	岐阜県中津川市	岐阜県多治見市	岐阜県高山市	岐阜県大垣市	
三重県の内	三重県の内	三重県の内	三重県の内	管轄区域	三重県の内	岐阜県の内	岐阜県の内	岐阜県の内	岐阜県の内	岐阜県の内	岐阜県の内	山梨市 瑞穂市 本巣市 羽島郡 本巣郡

池田	北				天王寺			(大)	支局	大阪法務局	熊野	伊賀	桑名	松阪
池田市	大阪府北區	大阪府天王寺區			大阪府天王寺區			(大阪)	出張所		(熊野)	(伊賀)	(桑名)	(松阪)
大阪府池田市	大阪府北區	大阪府天王寺區			大阪府天王寺區			大阪府中央区	位置		三重県熊野市	三重県伊賀市	三重県桑名市	三重県松阪市
大阪府の内	大阪府の内	大阪府の内			大阪府の内			浪速區 旭區 鶴城	管轄区域		三重県の内	三重県の内	三重県の内	三重県の内

津	支局	大阪法務局	東大	林	富田	北				岸和田	堺			
(大)	出張所		(東大)	(林)	(富田)	(北大)				(岸和田)	(堺)			
滋賀県大津市	位置		大阪府東大	大阪府富田	大阪府茨木市	大阪府吹田市				大阪府岸和田市	大阪府堺市			
滋賀県の内	管轄区域		大阪府の内	大阪府の内	大阪府の内	大阪府の内				大阪府の内	大阪府の内			

宇治	舞鶴	山	福知					(都)	支局	京都法務局	甲賀	長浜		彦根
(宇治)	(舞鶴)	(山)	(福知)					(京都)	出張所		(甲賀)	(長浜)		(彦根)
京都府宇治市	京都府舞鶴市	京都府福知山市	京都府伏見区					京都府右京区	位置		滋賀県甲賀市	滋賀県長浜市		滋賀県彦根市
京都府の内	京都府の内	京都府の内	京都府の内					京都府の内	管轄区域		滋賀県の内	滋賀県の内		滋賀県の内

洲本	西宮	明石	尼崎	姫路	東神戸	北	須磨	戸(神)	支局	神戸地方 支務局	園部	京丹	宮津	木津
(洲本)	(西宮)	(明石)	(尼崎)	(姫路)	東神戸	北	須磨	(神戸)	出張所		(園部)	(京丹)	(宮津)	
兵庫県 洲本市	兵庫県 西宮市	兵庫県 明石市	兵庫県 尼崎市	兵庫県 姫路市	兵庫県 神戸市	兵庫県 北區	兵庫県 須磨區	兵庫県 神戸市	兵庫県 中央區	兵庫県 灘區	京都府 南丹市	京都府 京丹後市	京都府 宮津市	京都府 木津川市
淡路市 南あわじ市	兵庫県の内 芦屋市	兵庫県の内 三木市	兵庫県の内 尼崎市	兵庫県の内 姫路市	兵庫県の内 神戸市	兵庫県の内 北區	兵庫県の内 須磨區	兵庫県の内 神戸市	兵庫県の内 灘區	兵庫県の内 中央區	京都府の内 船井郡	京都府の内 京丹後市	京都府の内 宮津市	京都府の内 木津川市

葛城	(奈良)	支局	奈良地方 支務局	柏原	社	龍野	川	加古	豊岡	伊丹
(葛城)	(奈良)	出張所		(柏原)	(社)	(龍野)	(加古)	八鹿	(豊岡)	(伊丹)
奈良県	奈良市	位置		兵庫県 丹波市	兵庫県 加東市	兵庫県 たつの市	兵庫県 加古川市	兵庫県 養父市	兵庫県 豊岡市	兵庫県 三田市
奈良県の内 大和高田市	奈良市	管轄区域		兵庫県の内 丹波篠山市	兵庫県の内 加東市	兵庫県の内 たつの市	兵庫県の内 加古川市	兵庫県の内 養父市	兵庫県の内 豊岡市	兵庫県の内 三田市

田辺	御坊	橋本	和歌山	和歌山	和歌山	和歌山	和歌山	五條	中和
(田辺)	(御坊)	(橋本)	和歌山	和歌山	和歌山	和歌山	和歌山	(五條)	(中和)
和歌山 田辺市	和歌山 御坊市	和歌山 橋本市	和歌山 伊都郡	和歌山 有田郡	和歌山 紀の川市	和歌山 海南市	和歌山 和歌山市	奈良県 五條市	奈良県 橿原市
和歌山の内 田辺市	和歌山の内 御坊市	和歌山の内 橋本市	和歌山の内 伊都郡	和歌山の内 有田郡	和歌山の内 紀の川市	和歌山の内 海南市	和歌山の内 和歌山市	奈良県の内 五條市	奈良県の内 橿原市

米子	(鳥取)	支局	鳥取地方 支務局	島	東広	三次	福山	尾道	呉	島	支局	広島地方 支務局	新宮
(米子)	(鳥取)	出張所		(島)	(東広)	(三次)	(福山)	(尾道)	(呉)	(島)	出張所		(新宮)
鳥取県	鳥取市	位置		広島県 東広島市	広島県 三次市	広島県 三次市	広島県 福山市	広島県 尾道市	広島県 呉市	広島県 中区	広島県 広島市	広島県 新宮市	和歌山 新宮市
鳥取県の内 八頭郡	鳥取市	管轄区域		広島県の内 東広島市	広島県の内 三次市	広島県の内 三次市	広島県の内 福山市	広島県の内 尾道市	広島県の内 呉市	広島県の内 中区	広島県の内 広島市	広島県の内 東広島市	和歌山の内 新宮市

長崎地方 法務局	武雄	伊万里	唐津		賀(佐)	支局	佐賀地方 法務局	筑紫	行橋	八女	朝倉	
	(武雄)	(伊万里)	(唐津)		(佐賀)		出張所	(筑紫)	(行橋)	(八女)	(朝倉)	
	佐賀市	佐賀市	佐賀市		佐賀市		位置	福岡県 筑紫野市	福岡県 行橋市	福岡県 八女市	福岡県 朝倉市	
	佐賀市の内	佐賀市の内	佐賀市の内		佐賀市の内		管轄区域	福岡県の内 筑紫野市	福岡県の内 行橋市	福岡県の内 八女市	福岡県の内 朝倉市	大川市 みやま市 三潴郡

天草	玉名	人吉	八代	本(熊)	支局	熊本地方 法務局	対馬	老岐	平戸	五島	諫早	島原	保世	佐世	崎(長)	支局
(天草)	(玉名)	(人吉)	(八代)	(熊本)		出張所	(対馬)	(老岐)	(平戸)	(五島)	(諫早)	(島原)	(保世)	(佐世)	(長崎)	出張所
熊本県 天草市	熊本県 玉名市	熊本県 人吉市	熊本県 八代市	熊本県 中央区		位置	長崎県 対馬市	長崎県 老岐市	長崎県 平戸市	長崎県 五島市	長崎県 諫早市	長崎県 島原市	長崎県 佐世保市	長崎県 西彼杵市	長崎県 長崎市	位置
熊本県の内 上天草市	熊本県の内 荒尾市 玉名市 玉名郡	熊本県の内 人吉市	熊本県の内 八代市 水俣市 八代郡 葦北郡	熊本県の内 上益城郡		管轄区域	長崎県の内 対馬市	長崎県の内 老岐市	長崎県の内 平戸市	長崎県の内 五島市	長崎県の内 諫早市	長崎県の内 島原市 南島原市	長崎県の内 佐世保市	長崎県の内 西彼杵市	長崎県の内 長崎市	管轄区域

崎(宮)	支局	宮崎地方 法務局	宇佐	杵築	竹田	佐伯	日田	中津	分(大)	支局	大分地方 法務局	阿蘇	宇土	山鹿	
(宮崎)		出張所	(宇佐)	(杵築)	(竹田)	(佐伯)	(日田)	(中津)	(大分)		出張所	(阿蘇)	(宇土)	(山鹿)	
宮崎県 宮崎市		位置	大分県 宇佐市	大分県 杵築市	大分県 竹田市	大分県 佐伯市	大分県 日田市	大分県 中津市	大分県 大分市		位置	熊本県 菊池郡 大津町	熊本県 宇土市	熊本県 山鹿市	
宮崎県の内 東諸県郡		管轄区域	大分県の内 豊後高田市 宇佐市	大分県の内 杵築市 国東市 速見郡	大分県の内 竹田市 豊後大野市	大分県の内 佐伯市 津久見市	大分県の内 日田市 玖珠郡	大分県の内 中津市	大分県の内 大分市 別府市 臼杵市 由布市		管轄区域	熊本県の内 阿蘇市 合志市 菊池郡 阿蘇郡	熊本県の内 宇土市 宇城市 下益城郡	熊本県の内 山鹿市 菊池市	天草市 天草郡

鹿屋		川内				支局	鹿屋島地方 法務局	日南	延岡	都城	
(鹿屋)		(川内)					出張所	(日南)	(延岡)	(都城)	
鹿屋市	出水市	鹿屋市	鹿屋市	鹿屋市	鹿屋市		位置	宮崎県 日南市	宮崎県 延岡市	宮崎県 都城市	宮崎県 高鍋町
鹿屋市の内 垂水市	鹿屋市の内 出水市	鹿屋市の内 薩摩川内市 いちき串木野市	鹿屋市の内 鹿屋市	鹿屋市の内 鹿屋市	鹿屋市の内 鹿屋市		管轄区域	宮崎県の内 日南市	宮崎県の内 延岡市	宮崎県の内 都城市	宮崎県の内 児湯郡 西都市

名護	石垣	宮古島	(那覇)	支局 (那覇)	那覇地方 支局 出張所	知覧	霧島	奄美	
(名護)	(石垣)	(宮古島)	(那覇)	(那覇)		(知覧)	(霧島)	(奄美)	曾於
名護市	石垣市	宮古市		那覇市		鹿兒島市	霧島市	奄美市	鹿兒島市
沖縄県	沖縄県	沖縄県		沖縄県		鹿兒島県	霧島県	奄美県	鹿兒島県
沖縄県の内	沖縄県の内	沖縄県の内		沖縄県の内		鹿兒島県の内	霧島県の内	奄美県の内	鹿兒島県の内
国頭郡	八重山郡	宮古郡		那覇市		鹿児島郡	霧島市	奄美市	曾於市
名護市	石垣市	宮古市		糸満市		枕崎市	伊佐市	奄美市	志布志市
沖縄県の内	沖縄県の内	沖縄県の内		豊見城市		南さつま市	霧島市	奄美市	志布志市
八重山郡	石垣市	宮古市		南城市		鹿兒島市の内	霧島市	奄美市	志布志市
沖縄県の内	沖縄県の内	沖縄県の内		中頭郡の内		鹿児島市の内	霧島市	奄美市	志布志市
八重山郡	石垣市	宮古市		西原町		鹿児島市の内	霧島市	奄美市	志布志市
沖縄県の内	沖縄県の内	沖縄県の内		島尻郡の内		鹿児島市の内	霧島市	奄美市	志布志市
八重山郡	石垣市	宮古市		与那原町		鹿児島市の内	霧島市	奄美市	志布志市
沖縄県の内	沖縄県の内	沖縄県の内		南風原町		鹿児島市の内	霧島市	奄美市	志布志市
八重山郡	石垣市	宮古市		渡名喜村		鹿児島市の内	霧島市	奄美市	志布志市
沖縄県の内	沖縄県の内	沖縄県の内		栗国村		鹿児島市の内	霧島市	奄美市	志布志市
八重山郡	石垣市	宮古市		米島町		鹿児島市の内	霧島市	奄美市	志布志市
沖縄県の内	沖縄県の内	沖縄県の内		八重瀬町		鹿児島市の内	霧島市	奄美市	志布志市
八重山郡	石垣市	宮古市		那覇市		鹿児島市の内	霧島市	奄美市	志布志市
沖縄県の内	沖縄県の内	沖縄県の内		糸満市		鹿児島市の内	霧島市	奄美市	志布志市
八重山郡	石垣市	宮古市		南城市		鹿児島市の内	霧島市	奄美市	志布志市
沖縄県の内	沖縄県の内	沖縄県の内		中頭郡の内		鹿児島市の内	霧島市	奄美市	志布志市
八重山郡	石垣市	宮古市		西原町		鹿児島市の内	霧島市	奄美市	志布志市
沖縄県の内	沖縄県の内	沖縄県の内		島尻郡の内		鹿児島市の内	霧島市	奄美市	志布志市
八重山郡	石垣市	宮古市		与那原町		鹿児島市の内	霧島市	奄美市	志布志市
沖縄県の内	沖縄県の内	沖縄県の内		南風原町		鹿児島市の内	霧島市	奄美市	志布志市
八重山郡	石垣市	宮古市		渡名喜村		鹿児島市の内	霧島市	奄美市	志布志市
沖縄県の内	沖縄県の内	沖縄県の内		栗国村		鹿児島市の内	霧島市	奄美市	志布志市
八重山郡	石垣市	宮古市		米島町		鹿児島市の内	霧島市	奄美市	志布志市
沖縄県の内	沖縄県の内	沖縄県の内		八重瀬町		鹿児島市の内	霧島市	奄美市	志布志市
八重山郡	石垣市	宮古市		那覇市		鹿児島市の内	霧島市	奄美市	志布志市
沖縄県の内	沖縄県の内	沖縄県の内		糸満市		鹿児島市の内	霧島市	奄美市	志布志市
八重山郡	石垣市	宮古市		南城市		鹿児島市の内	霧島市	奄美市	志布志市
沖縄県の内	沖縄県の内	沖縄県の内		中頭郡の内		鹿児島市の内	霧島市	奄美市	志布志市
八重山郡	石垣市	宮古市		西原町		鹿児島市の内	霧島市	奄美市	志布志市
沖縄県の内	沖縄県の内	沖縄県の内		島尻郡の内		鹿児島市の内	霧島市	奄美市	志布志市
八重山郡	石垣市	宮古市		与那原町		鹿児島市の内	霧島市	奄美市	志布志市
沖縄県の内	沖縄県の内	沖縄県の内		南風原町		鹿児島市の内	霧島市	奄美市	志布志市
八重山郡	石垣市	宮古市		渡名喜村		鹿児島市の内	霧島市	奄美市	志布志市
沖縄県の内	沖縄県の内	沖縄県の内		栗国村		鹿児島市の内	霧島市	奄美市	志布志市
八重山郡	石垣市	宮古市		米島町		鹿児島市の内	霧島市	奄美市	志布志市
沖縄県の内	沖縄県の内	沖縄県の内		八重瀬町		鹿児島市の内	霧島市	奄美市	志布志市

別表第二 官署 札幌法務局の本庁及びその支局	沖縄	宜野湾市	沖縄県	伊平屋村
官署 札幌法務局の本庁及びその支局	沖縄	沖縄市	沖縄県	伊是名
	沖縄	宜野湾市	沖縄県	伊是名
官署 札幌法務局の本庁及びその支局	管轄区域	北海道の内	北谷町	北中城
官署 札幌法務局の本庁及びその支局	管轄区域	北海道の内	北谷町	北中城

函館地方 支局 旭川地方 支局	北海道の内	夕張郡	上富良野町	中富
函館地方 支局	北海道の内	夕張郡	上富良野町	中富
函館地方 支局	北海道の内	夕張郡	上富良野町	中富
函館地方 支局	北海道の内	夕張郡	上富良野町	中富

釧路地方 支局	北海道の内	上富良野町	中富	南富良野
釧路地方 支局	北海道の内	上富良野町	中富	南富良野
釧路地方 支局	北海道の内	上富良野町	中富	南富良野
釧路地方 支局	北海道の内	上富良野町	中富	南富良野

仙台法務局の本庁及びその支局	宮城県	標準郡
青森地方法務局の本庁及びその支局	青森県	
盛岡地方法務局の本庁及びその支局	岩手県	
秋田地方法務局の本庁及びその支局	秋田県	
山形地方法務局の本庁及びその支局	山形県	
福島地方法務局の本庁及びその支局	福島県	
東京法務局の本庁及びその支局並びに板橋出張所	東京都	
水戸地方法務局の本庁及びその支局	茨城県	
宇都宮地方法務局の本庁及びその支局	栃木県	
前橋地方法務局の本庁及びその支局	群馬県	
さいたま地方法務局の本庁及びその支局	埼玉県	
千葉地方法務局の本庁及びその支局	千葉県	
横浜地方法務局の本庁及びその支局	神奈川県	
新潟地方法務局の本庁及びその支局	新潟県	
甲府地方法務局の本庁及びその支局	山梨県	
長野地方法務局の本庁及びその支局	長野県	
静岡地方法務局の本庁及びその支局	静岡県	
名古屋法務局の本庁及びその支局	愛知県	
富山地方法務局の本庁及びその支局	富山県	
金沢地方法務局の本庁及びその支局	石川県	
福井地方法務局の本庁及びその支局	福井県	

岐阜地方法務局の本庁及びその支局	岐阜県
津地方法務局の本庁及びその支局	三重県
大阪法務局の本庁及びその支局	大阪府
大津地方法務局の本庁及びその支局	滋賀県
京都地方法務局の本庁及びその支局	京都府
神戸地方法務局の本庁及びその支局	兵庫県
奈良地方法務局の本庁及びその支局	奈良県
和歌山地方法務局の本庁及びその支局	和歌山県
広島法務局の本庁及びその支局	広島県
鳥取地方法務局の本庁及びその支局	鳥取県
松江地方法務局の本庁及びその支局	島根県
岡山地方法務局の本庁及びその支局	岡山県
山口地方法務局の本庁及びその支局	山口県
高松法務局の本庁及びその支局	香川県
徳島地方法務局の本庁及びその支局	徳島県
松山地方法務局の本庁及びその支局	愛媛県
高知地方法務局の本庁及びその支局	高知県
福岡法務局の本庁及びその支局	福岡県
佐賀地方法務局の本庁及びその支局	佐賀県
長崎地方法務局の本庁及びその支局	長崎県
熊本地方法務局の本庁及びその支局	熊本県
大分地方法務局の本庁及びその支局	大分県

宮崎地方法務局の本庁及びその支局	宮崎県
鹿児島地方法務局の本庁及びその支局	鹿児島県
那覇地方法務局の本庁及びその支局	沖縄県